



収 支 報 告 書

令和 5 年分
(令和 年 月 日開催分)

1 政治団体の名称
(ふりがな)

ほんだ げいか のえんかい
本田 げいか 後援会

2 主たる事務所の所在地

鹿児島市 吉野町 3073-3

3 代表者の氏名

本田 静

4 会計責任者の氏名

本田 修

政治団体の区分	
<input type="checkbox"/>	政党の支部
<input type="checkbox"/>	政治資金団
<input type="checkbox"/>	政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
<input checked="" type="checkbox"/>	その他の政治団体
<input type="checkbox"/>	その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
<input type="checkbox"/>	2以上の都道府県の区域等
<input checked="" type="checkbox"/>	同一の都道府県の区域内

事務担当者の氏名

見玉 智美

(電話)

050-3204-2141

(電話)

資金管理団体の指定の有無	
<input checked="" type="checkbox"/>	有
<input type="checkbox"/>	無
公職の種類	鹿児島県議会議員
資金管理団体の届出をした者の氏名	本田 静

国会議員関係政治団体の区分	
<input type="checkbox"/>	政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
<input type="checkbox"/>	政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者の氏名	
公職の種類	

資金管理団体の指定の期間			
令和	年	月	日から
令和	年	月	日まで

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間			
令和	年	月	日から
令和	年	月	日まで

(その2)

収 支 の 状 況

前年の報告書を確認のうえ記載すること。
繰越のない場合は「0」とすること。

1 収支の総括表

収 入 総 額	A (①+②)	十億	百万	千	円
(前年からの繰越額)	①				
(本年の収入額)	②				
支 出 総 額	B				
翌年への繰越額	A - B				

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費					
金 額	十億	百万	千	円	
員 数	(党費又は会費を納入した実人数を記載すること)				

(2) 寄 附					
ア 寄 附 (イを除く。) の 区 分	金 額				備 考
(ア) 個 人 か ら の 寄 附	十億	百万	千	円	内訳は(その7)へ
[うち特定寄附]					
(イ) 法 人 そ の 他 の 団 体 か ら の 寄 附				0	
(ウ) 政 治 団 体 か ら の 寄 附				0	
小 計 (ア) + (イ) + (ウ)					
[寄附のうち寄附のもの]				0	内訳は(その8)へ
イ 政 党 匿 名 寄 附				0	内訳は(その9)へ
合 計 (ア + イ)					

法人その他の団体が構成員として負担する「党費」又は「会費」は、政治資金規正法では、寄附として取扱われるため、本欄ではなく、寄附の欄に記載すること。

(その6)

(6) その他の収入									
摘 要	金 額					備 考			
	十億	百万	千	百	円				
金銭以外のものによる寄附相当分			3	1	600	R5.3.31 本田静に事務所を提供			
”			3	0	00	R5.3.31 本田静に弦楽器を貸与			
この頁の小計			3	4	600				
1件10万円未満のもの					0				
合 計			3	4	600				

- (備考) 1 1件当たりの金額(数回にわたってなされたときは、その合計金額)が10万円以上のものについて、その基因となった事実並びにその額及び年月日を記載し、1件当たりの金額が10万円未満のものについては一括してその合計金額を「1件10万円未満のもの」欄に記載すること。
- 2 「摘要」欄には、収入の基因となった事実を具体的に記載すること。
- 3 「備考」欄には、年月日を記載すること。

(その7) 寄附を受けた者が政党及び政治資金団体（政党が指定したもの）以外の政治団体の場合、同一の者からの寄附の合計金額は、年間150万円を超えることはできない。

(7) 寄附の内訳				寄附者の区分		個人からの寄附		
寄附者の氏名	金 額			年月日	住 所	職 業	備 考	
	1億	百万	円					
豊田 孝夫		300	0000	R5.1/4	鹿児島市小川町19-2 B-1002	無職		
豊田 浩史		50	0000	R5.1/4	熊本県村山市富土見町1-12-2	会社員		
豊田 真子		100	0000	R5.1/5	福岡県春日市須玖南5丁目221	無職		
高橋 千尋		50	0000	R5.1/5	東京都世田谷区桜丘2-8-30-117	"		
卯本 朋子		50	0000	R5.1/7	広島県福山市御幸町下岩成1336-1	"		
吉川 均		100	0000	R5.1/10	兵庫県西宮市安井町3-36-602	医者		
泉 一威		10	0000	R5.1/10	岡山県勝央町曾井117	無職		
本田 愷		40	0000	R5.1/10	鹿児島市吉野町2858-5	"		
児玉 智美		30	0000	R5.1/13	鹿児島市吉野町2743-1	事務員		
木村 和代		300	0000	"	大阪府茨木市生保138-58	無職		
岩下 勲		16	0000	"	南九州市穎娃町別府7015	自営業		
牛浜 夢彩		13	0000	"	阿久根市大川11.701	会社員		
大谷 敏治		8	0000	"	奈良県山辺郡山添村中峰山1132	無職		
園田 栄		3	0000	"	出水市野田町5名1845	"		
寿 悟		3	0000	"	鹿児島市旺出町47-11	"		
この頁の小計		1406	0000					
その他の寄附								
合 計								

← 様式(その2)の「(ア)個人からの寄附」額と一致すること

- (備考) 1 同一の者からの寄附で、その金額の合計が年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに名寄せして、その者の氏名、住所及び職業並びに当該寄附の金額及び年月日を該当欄に記載すること。
 なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。ただし、課税上の優遇措置を受けるときには必ず記載すること。
- 2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄附」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7) 寄附を受けた者が政党及び政治資金団体（政党が指定したもの）以外の政治団体の場合、同一の者からの寄附の合計金額は、年間150万円を超えることはできない。

(7) 寄附の内訳					寄附者の区分	個人からの寄附		
寄附者の氏名	金 額				年月日	住 所	職 業	備 考
	十 千	百 万	千	百	円			
石 脇 せつ子			3	0	0	R5.1/3	鹿児島市永吉2-3-13	無 職
高 野 肇			3	0	0	"	鹿児島市錦江台1-23-5	"
今 井 征 男			3	0	0	"	鹿児島市永吉3-19-17-208	"
渡 辺 久 治			3	0	0	"	阿久根市脇本 8976	"
奥 田 順 子			3	0	0	"	いちき串木野市上名 2798-1	"
児 玉 清 乃			3	0	0	"	薩摩郡五ヶ野町湯田 1542-31	"
児 玉 伸 生			1	3	0	"	"	"
木 場 信 人			3	0	0	"	鹿児島市松陽台 57-6	会社員
鳥 越 町 子			3	0	0	"	鹿児島市吉野 1-28-10	無 職
鳥 越 一 之			3	0	0	"	"	"
森 山 里 奈			3	0	0	"	鹿児島市"上野 2803-5	"
西 浩 隆			3	0	0	"	鹿児島市柴原 6-34-10	会社役員
久 保 禎			3	0	0	"	鹿児島市星ヶ峯 1-6-24	会社員
荷 福 夏 希			3	0	0	"	鹿児島市本名町 1269-7	無 職
森 尾 勇			3	0	0	"	鹿児島市早礼岡 3-28-13	"
この頁の小計			5	5	0			
その他の寄附								
合 計								

← 様式（その2）の「(ア) 個人からの寄附」額と一致すること

- (備考) 1 同一の者からの寄附で、その金額の合計が年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに名寄せして、その者の氏名、住所及び職業並びに当該寄附の金額及び年月日を該当欄に記載すること。
 なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。ただし、課税上の優遇措置を受けるときには必ず記載すること。
- 2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄附」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7) 寄附を受けた者が政党及び政治資金団体（政党が指定したもの）以外の政治団体の場合、同一の者からの寄附の合計金額は、年間150万円を超えることはできない。

(7) 寄附の内訳				寄附者の区分		個人からの寄附		
寄附者の氏名	金額				年月日	住所	職業	備考
	十億	百万	千	円				
本田 義巳			150	0000	R5. 1/3	鹿児島市武岡 3-21-6	無職	
坂元 雅子			150	0000	9	大島郡 龍郷町 赤尾下 1568	"	
菅井 玲子			300	0000	R5. 1/9	福岡市 早良区 原 3-7-15	"	
豊岡 俊一郎			100	0000	R5. 1/21	神奈川県 逗子市 久木 5-15-36	会社員	
春田 弘巳			100	0000	R5. 2/5	鹿児島市 大明丘 1-9-15	無職	
堀之内 望美			100	0000	"	鹿児島市 吉野町 2599-3	"	
亀井 愛子			100	0000	"	鹿児島市 壹入町 259	自営業	
木原 昌彦			50	0000	R5. 7/6	鹿児島市 平之町 5-17-10 (ハイツ平之町)	無職	
有馬 純次			50	0000	R5. 2/27	鹿児島市 草牟田 2-30-13-201	"	
磯部 敦子			100	0000	R5. 3/19	東京都 中央区 銀座 5-15-8	"	
有村 巴江			100	0000	R5. 3/22	鹿児島市 吉野町 8952-1	"	
住吉 稔			100	0000	R5. 3/24	鹿児島市 玉里団地 17B-11-3	"	
洲山 知弘			100	0000	R5. 3/26	さいたま市 見沼区 東新井 第1ハイム B-201	"	
別府 重瑛沙			50	0000	R5. 4/5	鹿児島市 葦田 1-59-2 (シムシティ-1302)	会社員	
日高 雄一			130	0000	R5. 4/19	鹿児島市 壹入町 内山田 1500-11	無職	
この頁の小計			483	0000				
その他の寄附								
合計								

← 様式(その2)の「(ア)個人からの寄附」額と一致すること

- (備考) 1 同一の者からの寄附で、その金額の合計が年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに名寄せして、その者の氏名、住所及び職業並びに当該寄附の金額及び年月日を該当欄に記載すること。
 なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。ただし、課税上の優遇措置を受けるときには必ず記載すること。
- 2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄附」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7) 寄附を受けた者が政党及び政治資金団体（政党が指定したもの）以外の政治団体の場合、同一の者からの寄附の合計金額は、年間150万円を超えることはできない。

(7) 寄附の内訳				寄附者の区分			個人からの寄附		
寄附者の氏名	金 額				年月日	住 所	職 業	備 考	
	十億	百万	千	円					
本田 静			60	000	R5. 5/11	鹿児島市吉野町2858-5	県議会議員		
本田 静			100	000	R5. 5/26	鹿児島市吉野町2858-5	〃		
本田 静			44	68	R5. 7/7	鹿児島市吉野町2858-5	〃		
本田 静			100	000	R5. 7/21	鹿児島市吉野町2858-5	〃		
本田 静			78	000	R5. 8/10	鹿児島市吉野町2858-5	〃		
本田 静			69	968	R5. 9/26	鹿児島市吉野町2858-5	〃		
本田 静			80	000	R5. 10/10	鹿児島市吉野町2858-5	〃		
本田 静			130	000	R5. 12/8	鹿児島市吉野町2858-5	〃		
本田 静			20	431	R5. 12/26	鹿児島市吉野町2858-5	〃		
この頁の小計			642	867					
その他の寄附									
合 計			258	6867					

← 様式（その2）の「(ア) 個人からの寄附」額と一致すること

- (備考) 1 同一の者からの寄附で、その金額の合計が年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに名寄せして、その者の氏名、住所及び職業並びに当該寄附の金額及び年月日を該当欄に記載すること。
 なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。ただし、課税上の優遇措置を受けるときには必ず記載すること。
- 2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄附」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7) 政党及び政治資金団体以外の政治団体の場合、同一の政治団体からの寄附の合計金額は、年間5,000万円を超えることはできない。

(7) 寄附の内訳							寄附者の区分	政治団体からの寄附		
団体の名称	金額						年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
	1億		百万	千						
自由民主党鹿児島県鹿屋市 鹿児島県区第十九支部				20	0000		R5.11/21	鹿児島市吉野町3073-3	本田 静	
〃				180	0000		R5.12/8	鹿児島市吉野町3073-3	本田 静	
〃				70	0000		R5.12/21	鹿児島市吉野町3073-3	本田 静	
この頁の小計				270	0000					
その他の寄附										
合計				270	0000					

← 様式(その2)「(ウ)政治団体からの寄附」額と一致すること

(備考) 1 同一の者からの寄附で、その金額の合計が年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに名寄せして、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名並びに当該寄附の金額及び年月日を該当欄に記載すること。なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。
 2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄附」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表						
項 目		金 額				備 考
1	経 常 経 費	十億	百万	千	円	
(1)	人 件 費					
(2)	光 熱 水 費			5 5	5 6 0	
(3)	備 品 - 消 耗 品 費			8 6 0	5 4 2	
(4)	事 務 所 費		1 5	2 4	0 7 4	
	小 計		2 4	4 0	1 7 6	① ((1)~(4)の合計)
2	政 治 活 動 費	十億	百万	千	円	
(1)	組 織 活 動 費					
(2)	選 挙 関 係 費					
(3)	機 関 紙 誌 の 発 行 そ の 他 の 事 業 費			8 4 1	1 4 3	ア~エの合計を記載すること
	ア 機 関 紙 誌 の 発 行 事 業 費					
	イ 宣 伝 事 業 費			8 4 1	1 4 3	
	ウ 政 治 資 金 パーティ開催事業費					
	エ そ の 他 の 事 業 費					
(4)	調 査 研 究 費					
(5)	寄 附 ・ 交 付 金			3 4	6 0 0	
(6)	そ の 他 の 経 費					
	小 計			8 7 5	7 4 3	② ((1)~(6)の合計)
	合 計		3	3 1 5	9 1 9	①+②

内訳は様式
(その14)へ
※資金管理団体および国会議員
関係政治団体のみ

内訳は様式
(その15)へ

→ 合計額が様式(その2)の支出総額(B)と一致すること。

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳				項目別区分 光 熱 水 費			
支出の目的	金 額			年月日	支出を受けた者の氏名（団体 にあつては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体に あつては、主たる事務所の所在地）	備 考
1月分電気料金			4 ⁺ 2 6 5 [〃]	5.3.1	九州電力株式会社	鹿児島市与次郎2-6-16	
2月分電気料金			5 5 4 3	5.3.24	"	"	
水道料金			1 5 1 4	5.4.9	鹿児島市水道局	鹿児島市鴨池新町1-10	
3月分電気料金			8 1 4 0	5.4.26	九州電力株式会社	鹿児島市与次郎2-6-16	
4月分電気料金			2 5 9	5.4.26	"	"	
水道料金			1 4 9 7	5.5.19	鹿児島市水道局	鹿児島市鴨池新町1-10	
4月分電気料金			1 2 7 5	5.5.22	九州電力株式会社	鹿児島市与次郎2-6-16	
水道料金			2 5 6	5.6.5	鹿児島市水道局	鹿児島市鴨池新町1-10	
5月分電気料金			2 5 8 9	5.6.20	九州電力株式会社	鹿児島市与次郎2-6-16	
6月分電気料金			3 0 7 2	5.7.19	"	"	
水道料金			1 5 8 8	5.8.3	鹿児島市水道局	鹿児島市鴨池新町1-10	
7月分電気料金			3 7 9 7	5.8.24	九州電力株式会社	鹿児島市与次郎2-6-16	
8月分電気料金			4 4 8 1	5.9.26	"	"	
水道料金			1 6 3 8	5.10.4	鹿児島市水道局	鹿児島市鴨池新町1-10	
9月分電気料金			5 3 3 0	5.10.23	九州電力株式会社	鹿児島市与次郎2-6-16	
この頁の小計			4 5 2 4 4				
その他の支出							
合 計							

- (備考)
- 1 資金管理団体として指定されていた期間（国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間を除く。）に行った支出のうち、1件当たりの金額（数回にわたってされたときはその合計金額）が5万円以上の支出については、その支出を受けた者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）並びに当該支出の目的、金額及び年月日を該当欄に記載すること。
 - 2 国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出のうち、1件当たりの金額（数回にわたってされたときはその合計金額）が1万円を超える支出については、その支出を受けた者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）並びに当該支出の目的、金額及び年月日を該当欄に記載すること。
 - 3 「支出の目的」の欄には、該当支出の目的を具体的に記載すること。
 - 4 支出のうち、上記により明細を記載した以外のものについては、「その他の支出」欄にまとめて、その合計金額のみ記載すること。

(その14)

(2) 経常経費 (人件費を除く。)の内訳				項目別区分 光熱水費			
支出の目的	金 額			年月日	支出を受けた者の氏名 (団体 にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体 にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考
10月分電気料金			3	8	6	6	RS-11.22 九州電力株式会社 鹿児島市宇次郎2-6-16
水道料金			1	6	3	8	5.12.7 鹿児島市水道局 鹿児島市黒池新町1-10
11月分電気料金			4	8	1	2	5.12.21 九州電力株式会社 鹿児島市宇次郎2-6-16
この頁の小計			1	0	3	1	6
その他の支出							
合 計			5	5	5	6	0

- (備考)
- 1 資金管理団体として指定されていた期間 (国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間を除く。)に行った支出のうち、1件当たりの金額 (数回にわたってされたときはその合計金額) が5万円以上の支出については、その支出を受けた者の氏名及び住所 (法人その他の団体にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地) 並びに当該支出の目的、金額及び年月日を該当欄に記載すること。
 - 2 国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出のうち、1件当たりの金額 (数回にわたってされたときはその合計金額) が1万円を超える支出については、その支出を受けた者の氏名及び住所 (法人その他の団体にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地) 並びに当該支出の目的、金額及び年月日を該当欄に記載すること。
 - 3 「支出の目的」の欄には、該当支出の目的を具体的に記載すること。
 - 4 支出のうち、上記により明細を記載した以外のものについては、「その他の支出」欄にまとめて、その合計金額のみ記載すること。

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳					項目別区分 備品・消耗品費			
支出の目的	金額				年月日	支出を受けた者の氏名（団体 にあつては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体 にあつては、主たる事務所の所在地）	備考
接合会立看板			164	340	R5.2.8	有限会社 前田工業	鹿児島市吉野町5029-6	
自動車スピーカー			100	000	R5.12.21	有限会社 中原電業	鹿児島市吉野町2264-11	
この頁の小計			264	340				
その他の支出			596	202				
合計			860	542				

- (備考)
- 1 資金管理団体として指定されていた期間（国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間を除く。）に行った支出のうち、1件当たりの金額（数回にわたってされたときはその合計金額）が5万円以上の支出については、その支出を受けた者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）並びに当該支出の目的、金額及び年月日を該当欄に記載すること。
 - 2 国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出のうち、1件当たりの金額（数回にわたってされたときはその合計金額）が1万円を超える支出については、その支出を受けた者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）並びに当該支出の目的、金額及び年月日を該当欄に記載すること。
 - 3 「支出の目的」の欄には、該当支出の目的を具体的に記載すること。
 - 4 支出のうち、上記により明細を記載した以外のものについては、「その他の支出」欄にまとめて、その合計金額のみ記載すること。

(その14)

(2) 経常経費(人件費を除く。)の内訳					項目別区分 事務所費			
支出の目的	金 額				年月日	支出を受けた者の氏名(団体 にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体 にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
事務所賃料			100	000	5.1.12	株式会社イファブ	鹿児島市吉野町2315-3	
1~3月家賃			300	000	5.1.12	迫 逸郎	鹿児島市吉野町2306-4	
郵送料			141	960	5.4.19	日本郵便株式会社	東京都千代田区大手町2-3-1	
事務所工事			90	400	5.5.12	株式会社旭テクト工業	鹿児島市柳町6番26号	
郵送料			56	068	5.8.18	日本郵便株式会社	東京都千代田区大手町2-3-1	
この頁の小計			668	428				
その他の支出			855	646				
合 計			1524	074				

- (備考)
- 1 資金管理団体として指定されていた期間(国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間を除く。)に行った支出のうち、1件当たりの金額(数回にわたってされたときはその合計金額)が5万円以上の支出については、その支出を受けた者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地)並びに当該支出の目的、金額及び年月日を該当欄に記載すること。
 - 2 国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出のうち、1件当たりの金額(数回にわたってされたときはその合計金額)が1万円を超える支出については、その支出を受けた者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地)並びに当該支出の目的、金額及び年月日を該当欄に記載すること。
 - 3 「支出の目的」の欄には、該当支出の目的を具体的に記載すること。
 - 4 支出のうち、上記により明細を記載した以外のものについては、「その他の支出」欄にまとめて、その合計金額のみ記載すること。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳				項目別区分 宣伝事業費 ()								
支出の目的	金			額			年月日	支出を受けた者の氏名 (団体 にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体に あっては、主たる事務所の所在地)	備考		
新聞折込料				7	3	2	5	3	R5.2.8	株式会社南日本テレビ新聞	鹿児島市泉町14-11117E11F	
官製ハガキ印刷				6	6	9	4	2	R5.2.13	ラクスル株式会社	東京都品川区上大崎2-24-9	〒141E11F
封筒ハコプリント				1	0	9	8	0	R5.2.20	(有)サンセイ印刷	鹿児島市吉野町1896-1	
チラシ印刷				7	1	5	0	0	R5.3.6	特定非営利活動法人e-7-カス	霧島市牟礼町見次254-6	
ポスター掲示作業				1	5	0	0	0	R5.3.13	竹添 義雄	鹿児島市小野1丁目7-6	
長子封筒				1	6	5	0	0	R5.4.10	株式会社ジエークラス	鹿児島市加治屋町15-9	
この頁の小計				6	2	7	6	7	5			
その他の支出				2	1	3	4	6	8			
合 計				8	4	1	1	4	3			

← (その13) の「宣伝事業費」の額と一致すること

- (備考)
- 1 1件当たりの金額(数回にわたってされたときはその合計金額)が5万円以上の支出については、その支出を受けた者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)並びに当該支出の目的、金額及び年月日を該当欄に記載すること。「支出の目的」の欄には、当該支出の目的を具体的に記載すること。
 - 2 国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出のうち、1件当たりの金額(数回にわたってされたときはその合計金額)が1万円を超える支出については、その支出を受けた者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)並びに当該支出の目的、金額及び年月日を該当欄に記載すること。「支出の目的」の欄には、当該支出の目的を具体的に記載すること。
 - 3 支出のうち、上記により明細を記載した以外のものについては、「その他の支出」欄にまとめて、その合計金額のみ記載すること。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳				項目別区分 寄附・交付金 (寄附)				
支出の目的	金額				年月日	支出を受けた者の氏名(団体 にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体 にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
事務所の提供		10000		31000	R5.3.31	本田 静	鹿野市吉野町2858-5	無償提供
伝呼機の貸与				30000	R5.3.31	本田 静	鹿野市吉野町2858-5	無償提供
この頁の小計				34600				
その他の支出				0				
合計				34600				

← (その13) の「寄附・交付金」の額と一致すること

- (備考)
- 1 1件当たりの金額(数回にわたってされたときはその合計金額)が5万円以上の支出については、その支出を受けた者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地)並びに当該支出の目的、金額及び年月日を該当欄に記載すること。「支出の目的」の欄には、当該支出の目的を具体的に記載すること。
 - 2 国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出のうち、1件当たりの金額(数回にわたってされたときはその合計金額)が1万円を超える支出については、その支出を受けた者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地)並びに当該支出の目的、金額及び年月日を該当欄に記載すること。「支出の目的」の欄には、当該支出の目的を具体的に記載すること。
 - 3 支出のうち、上記により明細を記載した以外のものについては、「その他の支出」欄にまとめて、その合計金額のみ記載すること。

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

- (備考) 1 項目ごとの資産の有無について、「□」内に「☑」を記入すること。
2 「有」に記入した場合、項目別に様式（その18）に内訳を記載すること。

宣 誓 書

添 付 書 類 (別添のとおり)

- 1 領収書等の写し
- 2 政治資金監査報告書 (国会議員関係政治団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 5 年 2 月 / 日

政治団体の名称 本田しずか後援会

会計責任者の氏名 本田 修

代表者の氏名 (解散団体のみ)

- (備考) 1 会計責任者本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。
- 2 政治団体の解散に伴う報告書の場合は、会計責任者の氏名その他、代表者の氏名を記載すること。また、代表者及び会計責任者本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が提出する場合にあつては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者及び会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。